

平成 21 年 1 月 5 日

各 位

株式会社オーシャンシステム
代表取締役社長 樋口 毅

当社定款規定に関するお知らせ

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）が本日、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、当社の定款は実質的に下記のとおりとなっております。

なお、本件に係る定款変更につきましては、平成 21 年 6 月下旬開催予定の第 31 回定時株主総会に付議し、株主様のご審議をいただく予定です（下線部は変更箇所を示しています）。

施行前	施行以後
第 1 章 総則 <u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第 8 条 (現行どおり) <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略) (単元未満株式の買増し) 第 10 条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第 11 条 (現行どおり)	第 1 章 総則 (削除) (単元株式数) 第 7 条 (現行どおり) (削除) (単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略) (単元未満株式の買増し) 第 9 条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり)

施行前	施行以後
<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(以下、条文を繰り上げる)</p>